

「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申(案)に対する意見及びこれに対する考え方

■ 意見募集期間： 令和6年2月7日(水)から令和6年3月11日(月)まで

■ 意見提出数： 13件(法人・団体:11件、個人:2件)
※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者： 以下のとおり

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者	受付	意見提出者
1	個人A	8	東日本電信電話株式会社
2	個人B	9	株式会社オプテージ
3	北設広域事務組合	10	西日本電信電話株式会社
4	株式会社NTTドコモ	11	ソフトバンク株式会社
5	中部テレコミュニケーション株式会社	12	アルテリア・ネットワークス株式会社
6	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	13	KDDI株式会社
7	関西ブロードバンド株式会社		

■ 1. ブロードバンドに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の基本的な考え方

意見	考え方(案)	案の修正
(ア)背景【P3～P4】		
<p>(意見1)</p> <p>第二種交付金の制度を検討される大前提として、対象となる光ファイバの未整備地域が現在、どの町、字、またはそれらの一部に、どの程度の規模で存在しているのかを正確に把握し、支援区域及び特別支援区域の特定・指定を行うことが重要であると考えます。</p> <p>例えば、沖縄県本部町において、現時点でどのように未整備地域を把握しておられるかわかりませんが、当社が現場で町役場に提案した後に町役場の方と調査した結果、町の中心部も含めて700～1,000世帯がNTT様の光ファイバの提供ができない、と判断しています。</p> <p>調査方式としては、①NTT殿の光ファイバの提供状況を通信事業者として確認し(一般的には非公開情報であるSA(シェアドアクセス)の提供の可否を、相互接続協定に基づきNTT東西と契約を取り交わした電気通信事業者であれば公開情報として確認することができる)、SAが提供されていない(-)又は一部しか提供されていない町や字(β)を基礎情報として、②光ファイバの整備状況を小さな単位で把握町の方で職員に聞き取りをし、③さらに実際にNTT様の窓口当該町、字にある特定の住所で回線提供が可能か否かの問い合わせをした結果で集計しています。</p> <p>支援地域や特別支援地域の指定においては、特に上記①の“-”や“β”を把握し、②や③のような方法で自治体や民間事業者も協力していくことで正確な未整備地域の対象を理解できます。</p> <p>さらに、それらの地域を詳細に公に開示することで、NTT東西様以外の民間事業者にも当該地域での事業を検討するための情報になり、第二種交付金を活用した事業性の調査・検討、取り組みが進むと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西ブロードバンド株式会社】</p>	<p>(考え方1)</p> <p>御意見については、現状の光ファイバ等の電気通信回線設備の把握とそれに基づく第二号基礎的電気通信役務一般支援区域及び第二号基礎的電気通信役務特別支援区域の指定に関するものであり、本答申(案)のブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度(以下「BBユニバ制度」といいます。)における交付金・負担金の算定等に係る意見募集の対象外ではありますが、総務省において今後の施策の参考とすべきと考えます。</p>	無
<p>(意見2)</p> <p>区域指定及び交付金算定に係る算定方法等については、交付金による支援と国民負担のバランスに配慮し、費目や算定方法の明確化を図ることが重要であり、非効率性を排除しつつ、サービスの維持等の観点で必要最小限の支援とすることが求められるものとする、本答申案に賛同します。</p> <p>加えて、上記が求められるのは、「ユニバーサルサービス制度は競争の補完的手法である」(※参考1)こともあり、この点を本答申案においても明確にすべく、以下の通り追記すべきと考えます。</p> <p>【修正案】</p> <p>1. ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の基本的な考え方</p> <p>(ア)背景</p> <p>ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度(以下「BB ユニバ制度」という。)は、ブロードバンドサービスを、それが国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国において提供されるべき基礎的電気通信役務と位置付け、電気通信事業者による競争を通じた電気通信</p>	<p>(考え方2)</p> <p>前段の御意見については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>後段の御意見については、次のとおりです。すなわち、BBユニバ制度においては、ブロードバンドサービスの提供に必要な光ファイバが整備されていない地域や自治体が所有する電気通信設備を用いて同サービスが提供されている地域が現に存在し、またどの事業者もその自由な判断で事業展開、縮小等が可能であることなどの特性を踏まえて、制度設計がなされているものと考えます。</p> <p>御指摘の「競争の補完的手法」とは、電話のユニバーサルサービス制度において、「現行の交付金制度は、競争の進展に伴い、NTT東西の内部相互補助により不採算地域の役務提供が賄えなくなったことを踏まえて、競争を補完する観点から導入された」(御指摘の『電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証最終答申』から引用)ことについて説明する文言と思われる。しかし</p>	無

サービスの普及を基本としつつ補完するものとして、不採算地域でそれを提供することにより生じる費用と収益の差の一部を補填する交付金を、当該提供を担う電気通信事業者に交付する制度である

(ウ)考え方

したがって、区域指定及び交付金算定に係る算定方法等については、交付金による支援と国民負担のバランスに十分に配慮して決定する必要がある。その際、ユニバーサルサービス制度が競争の補完的手法であることも踏まえ、真に必要な維持管理コストに対して適切な額の第二種交付金が補填されるように、第二種交付金の補填対象となるアクセス回線設備や海底ケーブルに係る費目や算定方法等の明確化を図ることが重要である。

2.交付金・負担金の詳細な算定方法に関する検討事項

(1) 検討事項

1 原価・収益の算定の在り方

1 減価償却費の扱い

(ウ)考え方

一方、ユニバーサルサービス制度が競争の補完的手法であること、支援区域における過剰なインフラ投資の抑制や、交付金原資の負担が最終的には国民に転嫁され得ることに鑑みると、非効率性を排除しつつ、サービスの維持等の観点で必要最小限の支援とすることが求められる。このため、(後略)

(※参考1) 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申 情報通信審議会
2019年12月17日

我が国においては、電気通信事業者による競争を通じた電気通信サービスの普及を基本としつつ、それを補完するものとして、様々な基盤整備等に係る取組が講じられている。具体的には、国民生活にとって不可欠な電話サービス等の維持について、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。)及び電気通信事業法の関連規定からなる「ユニバーサルサービス制度」を設けるとともに、条件不利地域における光ファイバ整備等について、予算措置等の支援策を講ずる等の対応が取られてきた。2030年代に向けて、ブロードバンド化等のネットワーク環境の変化、人口減少等の社会環境の変化等を見据え、国民生活に不可欠なサービスの持続的な利用可能性を確保する観点から、ユニバーサルサービス制度を含めた基盤整備等の在り方について検討することが求められている。

【ソフトバンク株式会社】

ながら、その文言の意味するところ(考え方)がそのまま上記のBBユニバ制度全体にわたって対応するものと捉えることは困難だと考えます。よって、原案のとおりとさせていただきます。なお、いただいた後段の御意見は、答申案の5ページ目の「(イ)主な意見」の一つとして(上から9行目から10行目までにかけて)既に盛り込まれているところです。

(ウ)考え方【P5～P6】		
<p>(意見3)</p> <p>通信政策特別委員会において議論されている日本電信電話株式会社等に関する法律及び電気通信事業法の見直しの結果、「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービスの提供責務やそれに相当する責務を制度全体として設けることとなった場合には、当該責務を前提に、改めて交付金・負担金の額やその算定方法等の見直しを行うことが適当である。」との考え方が示されていますが、交付金・負担金の額やその算定方法等の見直しを行う場合は、ユニバーサルサービスを遂行するという公益的な目的、当該責務の対象及び当該責務の内容を十分考慮した上で、諸外国の先行事例を踏まえつつ、国民経済への負担を最小化する観点から、適切な交付金の在り方について議論を深めることが必要と考えます。</p> <p>その際には、国民負担により整備された線路敷設基盤を保有するNTT東・西が、その上で提供するブロードバンドサービスを通じて収支全体として利益を得ている中で、さらに追加的負担を国民に求めるのであれば、単にブロードバンドサービス収支全体を公表するだけでなく、丁寧に説明し、国民全体としてのコンセンサスを得るべきと考えます。</p> <p>なお、当該責務については、国民負担により整備された線路敷設基盤を保有し、光ファイバ網の設備シェア8割弱を有するNTT東・西が最も現実的であり且つコストミニマムになると認識しております。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>(考え方3)</p> <p>いただいた御意見については、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービスの提供責務やそれに相当する責務を制度全体として設けることとなった場合に、交付金・負担金の額やその算定方法等の見直しを進める際の参考とさせていただきます。</p>	無
<p>(意見4)</p> <p>BBユニバ制度の交付金・負担金の算定方法等の継続的な見直しに関して、当該制度の副次効果である未整備地域の解消や公設設備の民間移行の促進においては、例えば交付金制度の運用稼働後に支援対象となる設備やコスト等の適否が変更される可能性がある場合や、社会経済情勢の変化による維持管理費用の増加に対して十分な支援が受けられない可能性がある場合等、交付金による支援額や支援期間について十分な予見性・見通しが得られないとすれば、電気通信事業者にとっては特別支援区域における新規整備又は民設移行実施の大きなハードルとなり、実施したとしても採算性の面から撤退を余儀なくされる可能性も考えられます。よって、BBユニバ制度の交付金・負担金の算定方法等の見直しを行う際は十分な配慮が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>(考え方4)</p> <p>いただいた御意見については、BBユニバ制度の交付金・負担金の算定方法等の継続的な見直しの際に参考とさせていただきます。</p>	無
<p>(意見5)</p> <p>賛同します。本制度は、まだ未利用であり実績がないことやブロードバンドに係る技術、使用者意識、社会経済における利用実態の変化などを踏まえ、絶えず関係事業者、国民の意見を広く聞き、柔軟かつ迅速に修正・変更できる制度にすべきではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>(考え方5)</p> <p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>(意見6)</p> <p>本答申案において整理いただいたとおり、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度において、支援区域において自発的に挙手をした第二種適格電気通信事業者が撤退を余儀なくされる事態を避けるためにも、「未整備地域の解消と公設設備の民間移行の促進」に裨益することを念頭に置き、当該地域において新たにブロードバンドサービスを提供する事業者に対しては、必要十分かつ過大でない支援がなされるように制度的工夫を行うことに賛同します。</p> <p>なお、将来的に見直しが行われる場合であっても、当該地域に実際に設置されている設備や事業者が現に得られる収入とは乖離するような非現実的な方式、例えば長期増分費用方式のよう</p>	<p>(考え方6)</p> <p>前段の御意見については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>後段の「非現実的な仮定をおいた算定」に係る御意見については、BBユニバ制度に関する交付金・負担金を算定するためのコスト算定方法に関するものであり、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会において検討されていると承知していることから、総務省において今</p>	無

<p>な、最新の需要・最新の技術に応じて毎年設備を構築し直すといった非現実的な仮定をおいた算定は行うべきでないと考えます。また、未整備地域や不採算地域において、ひとたび整備された設備は長期に亘り運用されることから、当該地域へ参入しようとする設備設置事業者においては、交付金による支援の額やその得られる期間について十分な予見性・見通しが得られることが不可欠であり、実際の負担金の額や制度の運用状況を理由として、支援区域を担う設備設置事業者への支援が不十分なものとなることや、途中で打ち切られることのないようにしていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>後の施策の参考とすべきと考えます。また、「交付金による支援の額やその得られる期間」に係る御意見については、今後、交付金等の額の算定方法の見直し等の際の参考とさせていただきます。</p>
--	---

■ 2. 交付金・負担金の詳細な算定方法に関する検討事項

意見	考え方(案)	案の修正
<p>(1)検討事項1 原価・収益の算定の在り方</p> <p>① 減価償却費の扱い</p> <p>(ウ)考え方【P8～P9】</p>		
<p>(意見7)</p> <p>支援区域における設備更新に要した費用については、ブロードバンドサービスの提供に必要不可欠なコストであり、更新年度以降の減価償却費として、標準判式におけるコスト算定の対象とする考え方に賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>(考え方7)</p> <p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>(意見8)</p> <p>減価償却費の扱いについては、役務提供に必要な原価は全て反映すべきという観点から、公設設備の譲受後に、事業者が自らの投資によって旧公設設備部分を有償で更新した場合は、その部分の電気通信設備に係る更新費用については、交付金の算定対象とすることに賛同します。</p> <p>具体的には、災害等により損壊した設備の復旧や、道路拡幅工事に伴う設備移転のための再投資や、当初構築した設備量に対し、カバーすべき世帯数の増加等により新たな設備構築を要する場合の追加的な投資を算定対象とする必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(考え方8)</p> <p>前段の御意見については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>後段の御意見については、交付金の算定対象となる具体的な更新費用に関するものであり、御意見も踏まえて、総務省において、検討すべきと考えます。</p>	無
<p>(意見9)</p> <p>サービス維持の範疇を超えた設備更新を個別に除く対応策を講じ、必要最小限の支援とすること、そのために事例を蓄積し、必要最小限の設備に係る判断・解釈を積み上げることを適当とする本答申案に賛同します。</p> <p>事業者や利用者の負担によって不採算地域の維持を行う交付金制度の性質を踏まえれば、設備更新の際に発生しうるモラルハザードを防止し、不適切な交付金算定・交付が行われないように一定の制限を設ける等の対応策は必須と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>(考え方9)</p> <p>前段の御意見については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>後段の御意見については、総務省において、BBユニバ制度の交付金・負担金の算定等の運用状況も踏まえて、見直しの際の参考とすべきと考えます。</p>	無
<p>(1)検討事項1 原価・収益の算定の在り方</p> <p>② 特別支援区域において新規整備又は民設移行した回線設備のうち、未利用芯線等のコスト等について</p>		

(ウ)考え方【P13】		
<p>(意見10)</p> <p>未利用芯線等に係るコストについては、ブロードバンドサービスの提供に必要な不可欠なコストであり、標準判定式におけるコスト算定の対象とする考え方に賛同いたします。</p> <p>ただし、未利用芯線等に係るコストについて、交付金制度の運用稼働後に補填対象の適否が変更される可能性がある場合、未整備地域の解消・民設移行の促進の観点からそれを担おうとする設備設置事業者にとっては、交付金による支援額や支援期間について十分な予見性・見通しが得られず、特別支援区域における新規整備又は民設移行実施の障壁となるおそれがあることや整備後に撤退を余儀なくされるおそれがあると考えられることから、補填対象とされたコストは、当該設備による役務提供の終了までは補填対象として継続される必要があると考えます。</p> <p>また、特別支援区域で生じる追加的コストについて、二号基礎的役務に係るコストはすべて交付金の対象とすることで接続料との二重回収は避けられると考えます。一方で、特別支援区域での接続料の設定においては、過剰に高額な設定とならないよう、総務省殿で注視が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>(考え方10)</p> <p>前段の御意見については、賛同の御意見として承ります。</p> <p>中段の御意見については、御指摘のとおり、継続的なサービス提供を確保する観点からも、特別支援区域として交付金の対象とすることが重要と考えます。他方で、無条件に特別支援区域として指定され続けることは、交付金の原資が最終的に国民に転嫁され得る観点から望ましくないため、特別支援区域から外れるルールを予め総務省令等で明確化しておくことが、当該区域で役務を提供する電気通信事業者の予見性を確保する観点から、重要であると考えます。</p> <p>後段の御意見については、総務省において検討する際の参考とすべきと考えます。</p>	無
<p>(意見11)</p> <p>賛同します。一定の判断基準を将来設ける必要性も含め、継続的に検討することが適当です。その際には、予備芯線、障害時の予備芯線の扱いも含めて検討すること必要ではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>(考え方11)</p> <p>賛同の御意見として承ります。なお、予備芯線の扱いについては、現時点で、予備芯線の範囲等を客観的に把握することが困難であると考えますが、総務省において今後の施策の参考とすべきと考えます。</p>	無
<p>(意見12)</p> <p>未利用芯線等に係るコストは、ブロードバンドサービスの提供に必要なコストとして交付金支援の対象とすることが必要であり、本答申案において、標準判定式のコスト算定の対象にすることが適当とされたことに賛同します。</p> <p>なお、今後、「第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者」である「第二種適格電気通信事業者」が、今回の交付金と従前の接続料とでコストを二重に回収することがないようにするため、総務省において必要な措置を検討する際には、BBユニバ制度における支援区域は交付金支援によって役務提供を維持すべき非競争地域であること、また、支援区域において生じる追加的コストを全国平均コストとしての加入者光ファイバ接続料に算入する場合には支援区域外で役務提供を行う事業者への実質的なコスト転嫁となり、支援区域外の競争環境にも影響を与えるおそれがあることに配慮しながら検討を行っていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(考え方12)</p> <p>賛同の御意見として承ります。なお、後段の御意見については、交付金と従前の接続料とでコストを二重に回収することがないようにするため、総務省において必要な措置を検討する際の参考とすべきと考えます。</p>	無
<p>(意見13)</p> <p>未利用芯線については、需要増加時のサービス提供や災害時の迂回ルートへの活用等、迅速かつ高品質なサービスを提供・維持するために必要な資産であると考えるところ、本答申案において、光ファイバ等の敷設の実態等を踏まえ「未利用芯線等に係るコストは、ブロードバンドサービスの提供に必要なコストとして、標準判定式のコスト算定の対象にすることが適当である」と示された考え方について賛同します。</p>	<p>(考え方13)</p> <p>賛同の御意見として承ります。</p>	無

<p>また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者である第二種適格電気通信事業者が、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度における交付金と接続料の間でコストを二重に回収することがないように必要な措置を検討することは公平性確保の観点から重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>(意見14)</p> <p>本答申案では、第二種交付金の対象外となる第二号基礎的電気通信役務以外の用途で用いられる回線の負担のあり方についても、総務省殿において継続して必要な措置を検討することが適当であるとされている認識ですが、検討にあたっては、下記の点に留意が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二号基礎的電気通信役務の支援区域となり得るようなエリアについては、光ファイバ等の整備・維持が困難な地域であり、競争地域と比して、相対的に未利用芯線の割合や負担額が大きくなると考えられること ・ 今後検討される接続料及び交付金の算定方法・負担方法の結果によっては、他社利用が進まず、交付金の減少につながらない懸念があること <p>当該回線負担のあり方については、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東西殿」という。)により提案されている個別負担とする案や接続料原価に参入する案などが示されているところ、それぞれの案について試算を行うことで、接続料・交付金ともにコストミナムとなる案を模索すべきであると考えます。</p> <p>加えて、NTT東西殿において光未整備区域において提供されているフレキシブルファイバの料金や品質などについても比較検証を行い、特別支援区域に新規整備・民設移行された回線の活用が推進されるように制度整理を行うことが重要と考えます。</p> <p>なお、第二種交付金の算定にあたっては、本答申案及び「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方答申(※参考1)」で整理された通り「第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者」である「第二種適格電気通信事業者」が、第二種交付金制度による交付金と従前の接続料とでコストを二重に回収することが無いよう留意すべきであり、総務省殿において必要な措置を検討し、確実に実施いただきたく存じます。</p> <p>(※参考1)ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方答申 2023年2月7日(前略)</p> <p>費用算定に当たっては、以下の①・②によって二重の支援とならないように留意することが必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ユニバーサルサービス制度による交付金と、設備構築・更新等への補助金 ② ユニバーサルサービス制度による交付金と、接続料又は卸料金 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>(考え方14)</p> <p>いただいた御意見については、BBユニバ制度の交付金制度の運用を開始した後における第一種指定電気通信設備の接続料の算定方法に関する総務省の検討において、参考とすべきと考えます。</p> <p>また、なお書きの御意見については、交付金と従前の接続料とでコストを二重に回収することがないようにするため、総務省において必要な措置を検討することが適当としており、その実施の運用において、参考とすべきと考えます。</p>	<p>無</p>

<p>(意見15)</p> <p>答申(案)では、「こうした実態に鑑みると、未利用芯線等に係るコストは、ブロードバンドサービスの提供に必要なコストとして、標準判定式のコスト算定の対象にすることが適当である。</p> <p>また、その算定方法としては、現行の第一種指定電気通信設備制度における加入光ファイバ接続料算定に用いられる考え方と同様に、未利用芯線等に係るコストを含めた全体のコストを利用芯線数で按分し、一芯当たりのコストとするのが適当である。」との考え方が示されていますが、特別支援区域の追加的コスト(未利用芯線コスト含む)の具体的な算定方法については、接続料と交付金との二重回収の回避を前提としたうえで、国民経済への負担の最小化、コストの透明性確保等の観点から、総合的に勘案した上で決定がなされるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>(考え方15)</p> <p>いただいた御意見については、交付金と従前の接続料とでコストを二重に回収することがないようにするため、総務省において必要な措置を検討する際の参考とすべきと考えます。</p>	<p>無</p>
<p>(1)検討事項1 原価・収益の算定の在り方</p> <p>③ 利用部門コストの算定</p> <p>(ウ)考え方【P16～P17】</p>		
<p>(意見16)</p> <p>不採算地域において、事業者による地域住民への周知・広報を通じてブロードバンドサービスの需要が喚起され、その普及拡大が図られることにより、支援区域での役務提供がより効率的に行われるものであることから、そのための広報宣伝費用のうち支援区域の回線数に応じた額は、利用部門コストとして必要なものであると考えます。</p> <p>広報宣伝費用を交付金の対象とすることによって、事業者によるブロードバンドサービスの需要喚起が行われれば、当該地域のブロードバンドの普及が拡大し、交付金額を縮小させることが期待できると考えます。</p> <p>したがって、交付金算定における広報宣伝費用の取扱いは、支援区域における普及状況や採算状況を踏まえ、今後も継続的に検討していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(考え方16)</p> <p>いただいた御意見については、今後、設備利用部門コストに係る見直し等の際の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>(意見17)</p> <p>設備利用部門コストを必要最小限にする手法について継続的に検討していくことが重要とする、本答申案に賛同いたします。</p> <p>競争環境の補完としての制度設計を真に実現するためには、適格電気通信事業者の競争状況や、営業費や試験研究費などの他の設備利用部門コストにおいて競争対応費用となる項目がないか等を精査・検証し続け、必要に応じてコストを最小限とする追加的措置を講じるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>(考え方17)</p> <p>賛同の御意見として承ります。なお、後段の御意見については、今後、設備利用部門コストを必要最小限にする手法の検討の際の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>(2)検討事項2 共通費の配賦基準</p> <p><他の役務と共用している設備や他事業者と共用している設備等の費用の配賦基準></p>
--

(ウ)考え方【P19～P20】		
<p>(意見18)</p> <p>放送サービスに係る維持管理費用について、未整備地域の解消・民設移行の促進を担おうとする設備設置事業者にとっては、当該地域においてブロードバンドサービスと両輪で重要な役割を果たす放送サービスを提供したとしても放送サービスに係る費用は交付金による支援が得られないとすれば、特別支援区域における新規整備又は民設移行実施の障壁となるおそれがあると考えられる。したがって、BBユニバ制度とは別に放送サービスに係る維持管理費用を支援する制度が必要と考えます。</p> <p>また、放送サービスと共用する電気通信設備に関しても、同様の理由から、BBユニバ制度では除外される放送に係る費用を支援する別の制度が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>(考え方18)</p> <p>いただいた御意見については、総務省において今後の施策の参考とすべきと考えます。</p>	無
<p>(意見19)</p> <p>継続的な見直しを前提に、制度の運用を円滑にすすめるために、技術中立性の観点からも、方式の違いによらず、運用開始時点では、2/3とすることに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>(考え方19)</p> <p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>(意見20)</p> <p>BBユニバ制度により維持されるブロードバンド基盤は、不採算地域における社会インフラとして、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療のほか、インターネットアクセスを通じた放送コンテンツの視聴等、国民生活上の様々な用途で利用可能なものであり、そうした基盤を最大限に活用することが、利用者利便の向上及び社会全体のコストミナムな生活インフラ維持に資するものと考えます。</p> <p>そのなかで、ブロードバンドネットワークを用いてRF方式又はIP方式(マルチキャスト配信に限る。)によって提供される放送サービスも、電気通信役務を用いて提供されるものであり、ネットワークレイヤーの上で提供されるアプリケーションの一つに過ぎないものと考えます。</p> <p>そうした観点からは、本来であれば、ブロードバンド基盤を通じて提供される様々なサービスを「放送」「通信」と区分することなく、基盤設備の維持に必要な芯線コストは全てBBユニバ制度による支援対象とすべきと考えます。</p> <p>BBユニバ制度において、放送サービスに係る通信部分のコストを支援対象外とすることは、支援区域における放送サービスに係る赤字額を適格事業者負担に転嫁することとなり、事業者による自発的な民設移行や新規整備を行うインセンティブを阻害することや、ブロードバンド基盤を活用した放送サービスの提供ができなくなる等の利用者利便の低下をもたらすおそれがあります。そのため、BBユニバ制度において、放送サービスに係る通信部分のコストを支援対象外とせざるを得ない場合には、支援区域におけるブロードバンド基盤を活用した放送サービスに対し、BBユニバ制度とは別の支援の仕組みが設けられる必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(考え方20)</p> <p>御意見として承ります。</p> <p>なお、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務の在り方」答申(令和5年2月。以下「2月答申」といいます。)及びブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループにおいて議論されたとおり、BBユニバ制度が電気通信事業者による互助で成り立つ、受益者負担制度であることに鑑みると、放送サービスに係る費用を除いた上で、交付金を算定することが適当と考えております。また、御指摘の「BBユニバ制度とは別の支援の仕組み」については、考え方18に同じです。</p>	無

<p>(意見21)</p> <p>本答申案において、放送役務と共用設備の費用配賦に関し「アクセス回線が二芯であれば、芯線数で費用を配賦し、第二号基礎的電気通信役務に係る部分を、第二種交付金の算定対象とすることが適当である」との旨が考え方として示されておりますが、通信と放送を二芯で提供する事業者のアクセス回線全体が二芯で構築されるものではないという点に留意し検討頂くことを要望します。</p> <p>この点、弊社サービスにおいては、宅内引込部分は二芯提供となるものの、それ以外のアクセス回線部分については、通信役務と放送役務の需要に応じ、各々の役務提供に必要な芯線の割当等を行っていることから、費用配賦についても二芯提供を行っている事業者の利用実態に合わせた考え方等について、今後検討されることが必要と考えます。</p> <p>特に、FTTHによる通信役務を主なサービスとして提供する事業者の場合は契約者数・芯線利用率ともに通信役務による割合が高く、役務提供に係る費用割合もそれと同様であると想定されるところ、本答申案で示された考え方のとおり、芯線数での費用配賦となった場合、二芯の事業者は通信に配賦される割合が実態に比べ過少となるなど、必要な費用回収が難しくなるおそれもあり、その結果、当該事業者によるユニバーサルサービス制度活用が困難になる可能性があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>(考え方21)</p> <p>いただいた御意見については、今後、制度の運用状況等も踏まえた通信に係る費用を把握する手法等の見直しの際の参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>(意見22)</p> <p>放送サービスに係る費用を除いて交付金算定を行うにあたり、放送と共用する電気通信設備に関して通信に係る配賦比率は2/3とされていますが、引き続き放送業界との設備の共用状況等を把握の上その実態について検証などを行い、適切な受益者負担となるよう配賦比率・コストドライバを更新することが必要です。</p> <p>この点、本答申案においても明確化すべく、以下の通り追記すべきと考えます。</p> <p>【修正案】</p> <p>一方で、制度の複雑さ等を回避することも念頭に、この考え方を同時にHFCに対しても適用することとし、制度の運用状況・共用している設備の利用実態等も踏まえて継続的に見直しを図っていくことが適切である。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>(考え方22)</p> <p>御指摘を踏まえて、記載内容の趣旨の明確化のため、次のとおり修文させていただきます。</p> <p>○原案： 一方で、制度の複雑さ等を回避することも念頭に、この考え方を同時にHFCに対しても適用することとし、制度の運用状況等も踏まえて継続的に見直しを図っていくことが適切である。</p> <p>○修正案： 一方で、制度の複雑さ等を回避することも念頭に、この考え方を同時にHFCに対しても適用することとし、制度の運用状況、<u>共用する設備の利用実態</u>等も踏まえて継続的に見直しを図っていくことが適切である。</p>	<p>有</p>
<p>(3) 検討事項3 ベンチマーク方式および収入費用方式の在り方</p> <p>② 収入費用方式における費用と収益の範囲の設定</p> <p>(ウ) 考え方 【P23~P24】</p>		
<p>(意見23)</p> <p>資料6 答申(案)の概要の2.(3)(資料ページのP.50)にある収入と費用の範囲はOLTから加入者宅側のみを対象にしていますが、ISPを含めてサービスを提供している当社のような事業者の場合、</p>	<p>(考え方23)</p> <p>2月答申において、 「中継回線設備は、不採算地域以外の区域における役務提供にも</p>	<p>無</p>

<p>都心部とは異なり、過疎地と上位回線のアクセスポイントまでの物理的な距離が長いことも多く、ISP（上位通信との接続）までの中継回線費用も対象に入れるべきだと考えます。</p> <p>また、ISP（上位通信との接続）についてNTT東西は検討対象外になると考えますが、当社やCATVなどの事業者は上位通信を準備し、継続するところで大きなコストが発生するため、その費用まで含めるべきだと考えます。</p> <p>上記を前提とした場合、収容局に対して、収入と費用の詳細は下記のようになり、この収入から費用を差し引いた「収入－費用」がマイナスであると、そもそも事業が成立しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入＝サービス毎の料金×サービスごとの加入者数 ・費用＝センター設備関連費用（家賃、電気代、通信費） <ul style="list-style-type: none"> ＋電柱共架費用＋自営柱等土地使用料＋各種占有料 ＋様々な支障移転費用＋害獣対応費用＋修繕費用 ＋中継回線費用＋上位通信費用 etc <p>当社の展開しているエリアには複数、このような事業が成立しない地域がありますが、これらの地域は令和2年度の高度無線環境整備推進事業交付金を活用した地域であり、2月答申にある「特別支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線設備及び民設民営へ移行した」場合に収入費用方式を適用する、ということになると、ベンチマーク方式が採用されることになり、それでも赤字の解消ができない場合には事業断念のリスクが高まります。</p> <p>収入費用方式の適用時期については、当社が展開しているような地域でのサービス開始時期なども考慮に入れ、答申通りの時期の設定を原則としながらも、地域毎の事情を鑑み、合理性がある場合には適宜適切に適用することを検討すべきだと考えます。</p> <p>当社の地域毎のコスト構造を必要に応じて開示することも可能です。ご検討ください。</p> <p style="text-align: right;">【関西ブロードバンド株式会社】</p>	<p>寄与しているため、基本的には除外されるべきと考えられるが、離島における海底ケーブルは、不採算地域となる離島との通信確保に不可欠であり、維持費用が大きいと考えられる。</p> <p>そのため、第二種交付金の費用算定の対象設備は、アクセス回線設備や離島における海底ケーブルを基本とすることが適当とされております。</p> <p>本答申案においても、この2月答申の考え方に変更はなく、中継回線部分については、交付金の算定対象に入れることは適当ではないと考えております。</p> <p>なお、本答申案24ページのとおり、今回の収入費用方式の適用については、「総務省において継続的に見直すことが適当」と考えております。</p>	
<p>(意見24)</p> <p>①公設設備が民間移行された場合、又は②新規に民設民営方式の設備が整備された地域については、これまで採算性の観点から事業者による提供が行われてこなかった地域であり、そうした地域において、今後、事業者による自発的な民設移行や新規整備を進めていくためには、担い手となる事業者に対する必要十分で過大でない支援により事業者のインセンティブを確保するとともに安定的な事業運営が可能となることが必要不可欠であると考えます。その点、①や②以外の地域とは制度設計する上での前提条件が大きく異なることから、今回、コスト研究会において①や②の地域については、例外的に「特異判定式」を収入費用方式として位置づけられたことやその適用期間も詳細に整理が図られたことに賛同します。</p> <p>また、将来的に、特異判定式の適用や標準判定式の適用に切り替わる時期の検討を行う場合には、支援区域において役務提供を維持するために事業者が負担する維持コストは変わらず発生し続けるものであり、前述のとおり、①や②の地域については担い手となる事業者のインセンティブの確保や安定的な事業運営が可能となることが不可欠です。</p> <p>さらには、ひとたび整備された設備は長期に亘り運用されることから、事業者が民設移行や新規</p>	<p>(考え方24)</p> <p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、御指摘の特異判定式の適用や標準判定式の適用に切り替わる時期については、答申(案)において「総務省において継続的に見直すことが適当」であるとしており、その際、特定の町字について、特異判定式の適用から標準判定式の適用に切り替わる時期等について、実際の運用状況等も考慮しながら検討すべきとしており、いただいた御意見は、この検討の際に参考とすべきと考えます。</p>	無

<p>整備の担い手となるためには、交付金による支援の額やその得られる期間について十分な予見性・見通しが得られることが不可欠であり、標準判定式の適用に切り替わることにより支援の額が部分的かつ支援の期間が一時的となるおそれがある場合は、そうした担い手となることに慎重にならざるを得ません。</p> <p>そのため、役務提供の実態や、事業者のコスト負担状況等に大きな環境変化がない限り、「特異判定式」が導入された区域において「特異判定式」の適用を途中で打ち切ることや、「標準判定式」の適用に切り替えることは極めて慎重に行われる必要があると考えます。</p> <p>また、実際の交付金の算定に当たっては、透明性や公平性の担保が重要である一方、経営に関する情報等も十分に含まれることから、そうした点への配慮が行われることについて賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		
---	--	--

■ 3. 特別支援区域の指定の基準に関する検討事項

意見	考え方(案)	案の修正
(1)検討事項4 基準となる「大幅な赤字額」の設定 (イ)主な意見【P25～P26】		
<p>(意見25)</p> <p>当社が展開している地域は、特別支援区域に指定されるべき地域が多く、主な意見の中に「大幅な赤字額」の基準を検討すべきだとありますが、上記の「収入—費用」が赤字の地域においては、まず優先して特別支援区域に指定すべきだと考えます。</p> <p>また、大幅な赤字には、少なからず、上記の「収入—費用」の費用に、一定規模(比率)の管理コストを平均的に含め、それが赤字のところも早急に特別支援区域にされるべきだと考えます。</p> <p>例えば、当社の展開する複数の地域において上記の「収入—費用×管理コスト比率」が赤字の地域であり、具体的な数字の開示も可能です。そして、そのような地域こそが、全体論的なベンチマーク方式の議論をするよりも深刻な赤字エリアであり、事業の継続性が危ぶまれても不思議ではない地域ですので、優先して検討していただく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西ブロードバンド株式会社】</p>	<p>(考え方25)</p> <p>いただいた御意見については、総務省において今後の施策の参考とすべきと考えます。</p> <p>なお、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第110条の2の規定において、第二号基礎的電気通信役務一般支援区域及び第二号基礎的電気通信役務特別支援区域があり、それぞれの要件に従って、総務大臣が指定できることとされています。</p>	無
(1)検討事項4 基準となる「大幅な赤字額」の設定 (ウ)考え方【P26～P27】		
<p>(意見26)</p> <p>「一般支援区域」については標準的なモデルを用いることとする中で、赤字区域となるケースの収入と費用の考え方が示された。</p> <p>一方「特別支援区域」については、引き続き検討すべきものとして、今後に向けた主な観点が示さ</p>	<p>(考え方26)</p> <p>いただいた御意見については、総務省において今後の施策の参考とすべきと考えます。</p>	

<p>れている。</p> <p>「特別支援区域」について検討すべき観点として、以下の点が例示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「大幅な赤字額」の設定について、現時点で特別支援区域における一回線当たりのコストが判明しない状況だが、電話ユニバ制度の考え方を参考に、原則「全国平均費用」をベースとしつつ、交付金の補填が最終的に国民負担に転嫁された場合に、その負担が過大にならないよう配慮され、かつ、適切な見直しも可能な額を総務省が設定することが適当である。 ・ 民間移行が行われた直後の「特別支援区域」については、継続的なサービス提供を確保する観点からも、指定初年度以降も引続き補填対象区域とすることが重要。ただし、無条件に継続するのではなく、予め特別支援区域から外れる場合のルールを明確にしておくべきである。 <p>例示された理由は、「特別支援区域」は「一般支援区域」に対して、区域の特性として採算面で「条件不利」であり、赤字となる場合の基準や支援区域の継続性について、より配慮が必要であるからと考えられる。</p> <p>今回の交付金のルール作りの前提として、定めるべき区分や基準を必要以上に複雑化させないことが念頭に置かれていることは理解するが、次の点については今後検討するうえで考慮していただきたい。</p> <p>「特別支援区域」に該当した区域の中においても、「辺地法」「過疎法」に該当する区域においては、「赤字の該当」や「特別支援区域の指定の継続性」について、さらに補完的な該当条件を検討されたい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 辺地、過疎地域では、一戸当り平均のケーブル延長が「特別支援区域」内においても長大になる等、設備の維持コストは同区域内で比較しても非効率にならざるを得ないこと。 ・ サービス提供を行う民間事業者の収支は、辺地、過疎地域のような不利な条件の度合いが大きいエリアでの事業運営であるほど、当該エリアを含む同者の事業展開の全体の中の共通経費等として包含されてしまうコストが実際にはあり、いわば事業者が自主的に実質の赤字分コストを賄っている状況が想定されるため。 <p style="text-align: right;">【北設広域事務組合】</p>		
<p>(意見27)</p> <p>未整備地域における民設民営での新規整備や公設設備の民間移行が行われた直後の「特別支援区域」については、当該区域における継続的なサービス提供を確保する観点から交付金による支援が必要不可欠であり、「区域指定初年度」以降も引き続き「特別支援区域」として第二種交付金の補填対象となる区域とする考え方に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【中部テレコミュニケーション株式会社】</p>	<p>(考え方27)</p> <p>賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>(意見28)</p> <p>未整備地域における民設民営での新規整備や公設設備の民間移行が行われた直後の「特別支</p>	<p>(考え方28)</p> <p>賛同の御意見として承ります。なお、御指摘の「ベンチマークの設</p>	<p>無</p>

<p>援区域」について、継続的なサービス提供を確保する観点から、「区域指定初年度」以降も引き続き「特別支援区域」として第二種交付金の補填対象となる区域とすると整理されたことに賛同いたします。</p> <p>なお、ベンチマークの設定にあたって、電話ユニバ制度においては、国民負担を軽減するための補填額の水準調整を目的に、当分の間の措置として「全国平均費用+標準偏差×2」が設定されているに過ぎず、赤字のごく一部しか補填されない等、適格事業者に過度な負担を強いるものとなっています。BBユニバ制度においても、事業者に過度な負担を強いるものにならないよう、事業者の役務提供の実態と即して、適切な支援となるかどうか、具体的なコストについてあらかじめ検証を行ったうえでベンチマークの設定を検討していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>定」については、総務省令等の中で、総務省においてベンチマークを設定する際の参考とすべきと考えます。</p>
---	--

■ 4. その他必要と考えられる事項

意見	考え方(案)	案の修正
<p>(ウ) 考え方 《a. 通信モジュールと第二種負担金について》【P31】</p>		
<p>(意見29)</p> <p>第二種負担金の算定にあたり、MVNOの「通信モジュール」に関する回線数を把握する主体及びその手法等を検討する必要があると整理されたこと、および検討の際にはMVNO等の意見も踏まえることが重要とされたことに賛同します。</p> <p>また、MVNOに対するヒアリング等を踏まえ、検討を深める際には事業者にとって過度な負担とならないような具体的な対処策としていくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>(考え方29)</p> <p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>後段の御意見については、MVNO等の意見も踏まえつつ、総務省において検討する際の参考とすべきと考えます。</p>	無
<p>(意見30)</p> <p>「通信モジュール」に関する回線数を把握する手法等について検討することが必要とする本答申案に賛同します。</p> <p>なお通信モジュールに限らず、「集合住宅向けサービス」「周波数の一体的運用をしている回線」についても、卸元事業者・卸先事業者で把握している回線数に差異が生じうることから、受益に応じた適切な負担を実現するために正確かつ効率的な手法を模索することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>(考え方30)</p> <p>賛同の御意見として承ります。</p> <p>公平な負担に関するなお書きの御意見については、総務省において、受益の差に係る負担額の公平性について検討する際の参考とすべきと考えます。</p>	無
<p>(ウ) 考え方 《c. 周波数の一体的運用について》【P32】</p>		
<p>(意見31)</p> <p>周波数を一体的に運用し役務提供を行う場合の回線数を1カウントとすることが適当とする本答申</p>	<p>(考え方31)</p> <p>賛同の御意見として承ります。</p>	無

<p>案に賛同します。</p> <p>周波数を一体的に運用した役務提供は、無線区間において複数周波数を活用しエリアや強度を補っているにすぎず、当該利用者における受益は一般的な無線ブロードバンドの受益と差がないことから、回線数を1とカウントすることが適当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>(ウ) 考え方</p> <p>《e. 公設設備の適切な管理の重要性と優良事例の蓄積について》【P32】</p>		
<p>(意見32)</p> <p>自治体から譲渡を受けた設備や光ファイバ網、もしくは、令和元年度から高度無線環境整備推進事業交付金を適用して構築した設備や光ファイバ網において、当初から年月が経って改修・交換が必要な設備に対し、改修・交換のレベルに応じた補助金の創設、もしくは第二種交付金の適用が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西ブロードバンド株式会社】</p>	<p>(考え方32)</p> <p>いただいた御意見については、総務省において今後の施策の参考とすべきと考えます。なお、本答申案のとおり、国等からの補助金等による整備に関わらず、既設設備の更新に要した費用については、減価償却費として、更新年度以降の毎年度の設備コストに含まれると考えております。</p>	無
<p>(意見33)</p> <p>民設移行の促進に向け、移行元自治体および移行先事業者における事務処理等の負担を軽減し、移行に係る期間を短縮する上でも、ガイドラインの改正に加え、道路・河川管理者への占用手続き等における円滑化等、関係省庁への働きかけ等を通じた支援が行われるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(考え方33)</p> <p>いただいた御意見については、総務省において今後の施策の参考とすべきと考えます。</p>	無
<p>(ウ) 考え方</p> <p>《f. 各者が連携した重畳的な周知・広報の重要性について》【P32～P33】</p>		
<p>(意見34)</p> <p>国、自治体、支援機関、電気通信事業者が連携しつつ、それぞれの立場から必要な国民に対する周知・広報を重畳的に行うことの重要性が示されたことに賛同いたします。</p> <p>当社としても制度の趣旨・目的や負担額等について、利用者に対して丁寧な周知・説明に努め、苦情が生じることのないよう最大限配慮して参ります。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>(考え方34)</p> <p>賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>(ウ) 考え方</p> <p>《g. 海底ケーブルに代わる新たな技術の登場に備えて》【P33】</p>		
<p>(意見35)</p> <p>無線通信技術の著しい進展や、将来的に想定される人口減少等の環境変化を想定すれば、第二号基礎的電気通信役務として維持される役務については、技術中立性を確保し、地域の実情に応じた適切なアクセス手段を選択することで、ネットワークの効率的な整備・維持がなされることが適当と考えます。</p> <p>一方で、ひとたび整備された設備は長期に亘り運用されることから、当該地域へ参入しようとする</p>	<p>(考え方35)</p> <p>いただいた御意見については、総務省において今後の施策の参考とすべきと考えます。</p>	無

<p>設備設置事業者においては、交付金による支援の額やその得られる期間について十分な予見性・見通しが得られることが不可欠であり、実際の負担金の額や制度の運用状況を理由として、支援区域を担う設備設置事業者への支援が途中で打ち切られることのないようにしていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>(意見36)</p> <p>答申(案)では、「離島に関し、本離島間や離島間に敷設される通信設備においては、海底ケーブルのほかに無線通信設備や通信衛星設備といった選択肢もあり得、それをBBユニバ制度の交付金算定の中で見積もることも将来的にはあり得る」との考え方が示されておりますが、将来的に無線通信や通信衛星がユニバーサルサービスの対象となり得るかについて現時点で明確化されていない段階で、これらの設備を交付金算定対象の選択肢としてあり得るとの考え方を示すことは、手順として適当でないと考えます。</p> <p>将来、無線通信設備や通信衛星設備が選択肢となり得るかについては、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービスの範囲を見直す際に、改めて判断されるべきものと理解しております。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>(考え方36)</p> <p>御指摘部分は、自治体ヒアリングも通じて、海底ケーブルの復旧等に多大なコストを払う現状から、将来的にはその代替となる可能性を指摘したものであり、その可否も含め、今後の検討課題であり、いただいた御意見については、今後、制度の運用状況等も踏まえた無線通信設備や通信衛星設備等の設備の取扱いの見直しの際の参考とさせていただきます。</p>	無
<p>(ウ) 考え方</p> <p>《h. 集合住宅向けブロードバンドサービスの回線数報告について》【P33】</p>		
<p>(意見37)</p> <p>●全戸一括型契約の集合住宅向けサービスは契約単位の負担とすることが妥当</p> <p>答申案において、「全戸一括で契約する集合住宅向けブロードバンドサービスについては、(中略)提供されている回線数を把握している場合は当該回線数を、それを把握していない場合は提供可能な最大戸数の回線数を報告することが適当である旨2月答申でまとめられており、今回もその結論を踏襲する」とされております。</p> <p>全戸一括契約において、最大戸数を元にした負担とすることは、以下の理由より公平性の観点で問題があると考えており、契約の単位(すなわち、当該集合住宅への引込回線数に該当)を元に負担額を算定することが妥当であると考えております。単に2月答申を踏襲するのではなく、改めて検討すべきと考えます。</p> <p>最大戸数を元にした負担は、空き室や実際には利用していない入居者分も負担することとなり、実際の利用戸数を超えた額の負担は、公平性の観点から契約者(管理組合等)の納得を得られないことが想定される。</p> <p>一部の利用世帯では、全戸一括サービスを利用せず、独自に他のFTTHサービスを契約する場合があります。一つのサービスしか利用していないにも関わらず、二重の負担を強いることになる。</p> <p style="text-align: right;">【アルテリア・ネットワークス株式会社】</p>	<p>(考え方37)</p> <p>いただいた御意見については、『ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方に係る意見及びその考え方』(令和5年2月)における「考え方44」において、同旨の御意見に対して、「集合住宅向けサービスについては、集合住宅内の利用者と個別に契約する場合、全戸一括で契約する場合等に類型化されると考えられ、ブロードバンドサービス提供事業者が全戸一括での契約を行う集合住宅向けサービスについては、電気通信事業報告規則の考え方と同様、実際に提供されている回線数を把握している場合は当該回線数を、実際に提供されている回線数を把握していない場合は提供可能な最大戸数の回線数を報告することが適当」と示されており、本答申案においてもそのように考えます。</p>	無
<p>(意見38)</p> <p>●卸元の負担事業者が集合住宅の戸数を把握できないという課題がある</p>	<p>(考え方38)</p> <p>いただいた御意見については、総務省において、今後の運用の際</p>	無

<p>答申に沿った運用を行うためには、集合住宅向けにFTTHアクセスサービスを提供する負担事業者が利用回線数を把握していることが必要になりますが、集合住宅向けのFTTHサービスでは、以下のように、提供形態によって負担事業者が集合住宅内の利用回線数(「提供回線数又は最大戸数」以下、「利用回線数」とします。)を把握できないケースがあります。</p> <p>① FTTHアクセスサービスと集合住宅向けサービスを一体で提供する場合は、負担事業者であるFTTHアクセスサービスによる集合住宅内の利用回線数の把握が可能。</p> <p>② FTTHアクセスサービス提供事業者の回線を利用し、集合住宅向けサービスを提供する場合、負担事業者であるFTTHアクセスサービス提供事業者は、集合住宅内の利用回線数を把握していない。</p> <p>当社においては、②について、いずれの当事者ともなるケースがあり、それぞれについての提供形態は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他の電気通信事業者のFTTHアクセスサービス(NTTフレッツ等)を利用して集合住宅向けサービスを提供 ・ 他の集合住宅向けサービスを提供する事業者(いわゆるマンションISP)に、FTTHアクセスサービスを提供 <p>なお、集合住宅向けサービスを提供する事業者からFTTHアクセスサービス提供事業者に利用回線数を通知することで把握することについては、公正競争の観点から問題がないか、事業者の過度な運用負荷とならないか、といった観点での検討が必要となると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【アルテリア・ネットワークス株式会社】</p>	<p>の参考とすべきと考えます。</p>	
---	----------------------	--

■ その他

意見	考え方(案)	案の修正
<p>(意見39)</p> <p>町字ごとの算出・提出に当たっては、事業者が混乱しないよう、また作業が煩雑・複雑にならないように事前の説明会やガイドラインの策定など配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>(考え方39)</p> <p>いただいた御意見については、総務省においてBBユニバ制度の運用時における参考とすべきと考えます。</p>	無
<p>(意見40)</p> <p>NTT株を売却して国民からBB料を徴収するのは本末転倒です。</p> <p>NTTが保有するインフラを共同利用し、通信インフラを防衛してください。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>(考え方40・41)</p> <p>御意見については、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に係る本答申(案)の意見募集の対象外であるため、御意見として承ります。</p>	無

(意見41)

v(^ ^)v 範囲外の意見として弾かれるかもしれないけど一応一個だけコメント送っときます v(^ ^)v
人口減少という構造的な問題が主要因で僻地・過疎地のブロードバンドサービスを民業でカバーしきれなくなるという問題提起をしておきながら、当事者以外から集めた血税等を交付金やら助成金やらでバラ撒くという考え方は矛盾しています。

人口減少により必要なコストはどんどん増えるのに、それを穴埋めする税収はどんどん減っていく(人口減少が経済成長を大きく上回ることは確実)訳ですから、持続可能な考え方ではありません。

村おこしもせず金銭的な負担もしたくないならある程度人口のある場所に移住するなどすべきであり、こうしたバラ撒き政策はそういった自然に行われるべき自己最適化を大きく妨げ、無意味なコストをどんどん増やすだけになります。

個人的なワガママ(移住費用を捻出できないなども含む意味でのワガママ)で僻地や過疎地に住み続けたいのであれば、通信環境はstarlinkなどで賄えばよい話です。

いちいち光ファイバー網を敷く・既設設備の維持に血税を無駄遣いする必要はありません。

日本の政治の悪いところはコノ手の公平や平等を履き違えた「間違いを続けることを応援する」考え方にあり、平気で他人の財布に手を突っ込んで失敗を延々と続けることに問題があります。

人口減少による問題の解決を探るという方向性なのであれば、自律的に最適化が起きるような方向にするために、受益者負担の原則をきちんと保つことが重要です。

本来ならば成長のために投資すべきリソースを、こういった「間違いを続ける人々」を支援することに使えば、当然今後も経済も社会も成長せず、人口減少によって苛烈な酷税局の取り立てにより国が亡ぶことにしかありません。

v(^ ^)v 正直言って、こんな無意味でエクストリーム自殺願望しかないようなことに行政リソース使っ
て検討していること自体、日本が滅びに向かう大きな要因となってますよ！ v(^ ^)v

【個人B】